

平成29年6月

北海道厚生局

健康保険組合における監査結果等について

1 監査目的

健康保険組合（以下「組合」という。）に係る監査は、組合が、国が行う健康保険事業を代行する公法人として、法令及び通達等に適合した業務執行の確保を図るとともに、事業運営について、同事業の本旨に沿った適正で円滑な組合運営が実施されるよう、指導を行うことを目的に実施しています。

2 監査対象

厚生労働省保険局長から通知された監査実施要綱に基づき、当厚生局において毎年度実施計画を策定し、監査の対象となる組合を選定しています。

監査の対象の選定にあたっては、原則5年に1回程度の間隔で、定期的に実地監査を実施しています。

3 監査内容

組合会及び理事会に関する事項、組合事務局に関する事項、事務処理に関する事項、保健事業に関する事項、医療費適正化対策に関する事項、適用に関する事項、保険給付に関する事項、経理事務に関する事項について監査を実施しています。

4 監査結果

監査時の指摘事項は、組合から文書により「改善措置状況」の提出を求め、必要な是正改善措置の内容確認を行っています。なお、これまで実施してきた監査における主な指摘事項等は「別紙」のとおりですので、組合の事業運営の自主的な点検を行う際等にご活用ください。

健康保険組合の監査における主な指摘事項

区分	指摘事項等
組合会 及び理事会	○組合会への代理出席の取り扱いについて、健康保険法施行令第12条及び規約に基づき適正に行うこと。
組合事務局	○組合会及び理事会の会議録について、健康保険法施行令第13条及び規約に基づき、事実関係が明確になるよう適正に記載すること。
	○理事長の職務の代理について、健康保険法第22条第1項の規定に基づき、設立事業所の事業主が選定した組合会議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定すること。
事務処理	○公告すべき事項は、規約に基づく方法で、漏れなく公告すること。
保険事業	○特定健康診査等実施計画について、高齢者の医療確保に関する法律第19条第3項の規定に基づき公表すること。
適用	○事業所あての納入告知書について、平成28年4月施行の健康保険法改正を踏まえた教示文にすること。
経理事務	○会計事務に関し適正な事務処理を行うため、会計事務取扱規程を整備すること。
	○適正な財産管理を行うため、財産管理規程を整備すること。
	○手持ち現金について、財産管理規程に基づく金額の範囲内とすること。
	○旅費の支給について、旅費規程に基づき適正に行うこと。
	○組合会の議決事項である各項間の科目流用を緊急を要すると認めて理事長専決にて行う場合は、理事長の決裁を受けること。
	○金庫・通帳の管理について、財産管理規程及び会計事務取扱規程に基づき管理責任者が適正に行うこと。